

報告第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成23年5月23日提出

市川市長 大久保 博

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

市川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

### 理 由

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等が平成23年5月2日に公布、施行されたことに伴い、災害援護資金の貸付けに関する特例措置を直ちに講ずる必要があるため、市川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行うものである。

平成23年5月13日

市川市長 大 久 保 博

市川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年5月13日

市川市長 大久保 博

### 市川市条例第27号

市川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

市川市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項及び第3項を次のように改める。

（東日本大震災に対処するための災害援護資金の貸付けに関する特例）

- 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の規定の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあつては、無利子）」とする。
- 3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第2項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第7項の規定によるものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の市川市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日から適用する。